

# 介護保険事業(支援)計画について

市町村及び都道府県は、介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に基づき、国の基本指針に即して、3年を1期(平成18年度～20年度)とする第3期介護保険事業(支援)計画を定めることとされています。この介護保険事業(支援)計画は、介護サービスの整備計画であるとともに、各市町村の第1号被保険者に係る保険料の算定基礎となる計画となります。

## 今後の高齢者介護の基本的な方向性

国の基本指針においては、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定指針と併せ、今後の高齢者介護において、重点的に取り組むべき施策についての基本的な方向性を示すこととしています。

- 第1次ベビーブーム世代が高齢者になる2015年(平成27年)に向けて今後の高齢者介護の基本的な方向性を推進していくため、第5期介護保険事業計画の最終年度である平成26年度を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)を作成

### ■平成26年度における目標

#### ○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

平成16年度

要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合は**41%**(87万人)



平成26年度

施設・介護専用の居住系サービス利用者割合 **37%以下**(108万人)  
(平成16年度よりも1割引下げ)

#### ○多様な「住まい」の普及の推進

・高齢者単身世帯の増加  
・都市部の高齢化の急速な進行  
・高齢期の住み替えに対するニーズ



多様な「住まいの普及」  
→高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及

#### ○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成16年度

施設利用者全体に対する要介護4、5の割合は **59%**



平成26年度

重度者が施設を利用できるよう施設利用者全体に対する要介護4、5の割合を**70%以上**

#### ○介護保険3施設の個室化の推進

平成16年度

・3施設の個室割合は**12%**  
・介護老人福祉施設(特養)の個室の割合は**15%**



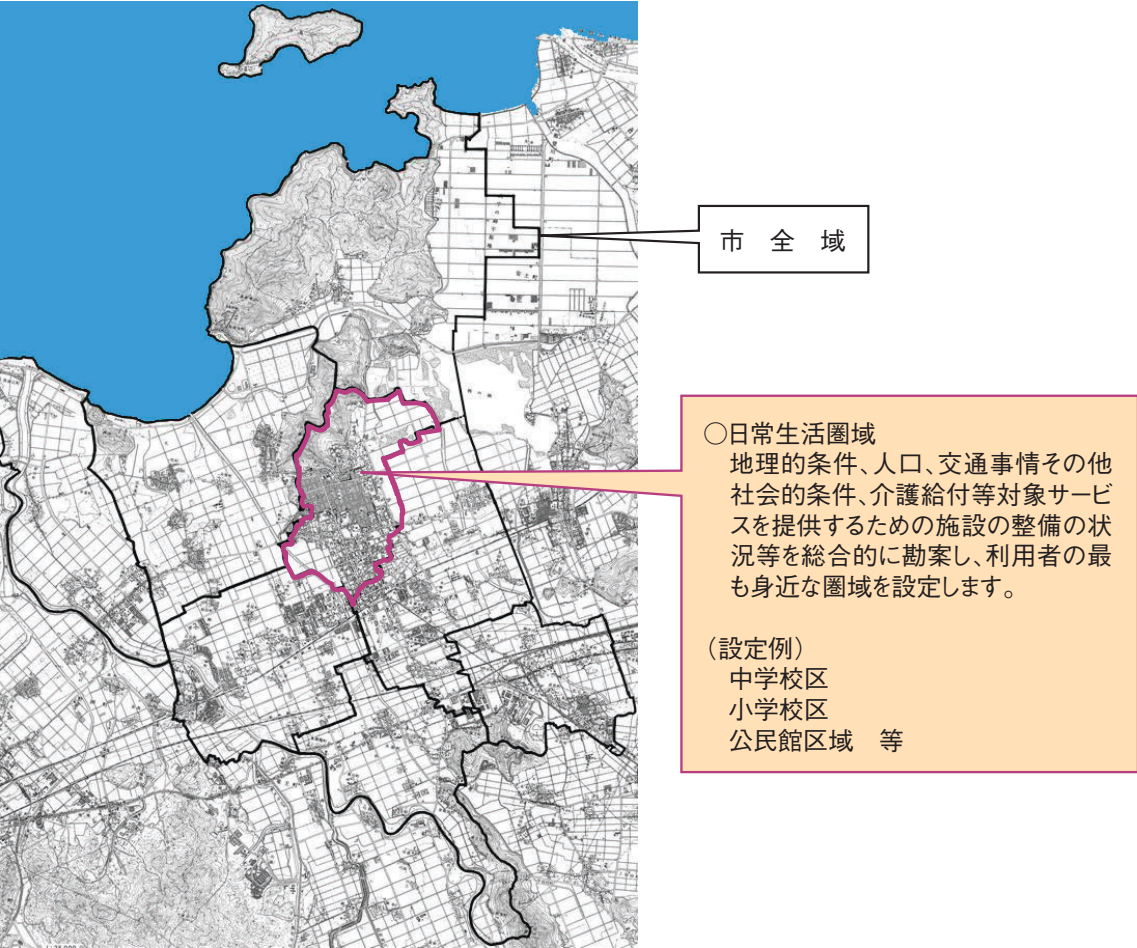
平成26年度

・介護保険3施設のユニット型個室(準個室)の割合 **50%以上**  
・特養のユニット型個室(準個室)の割合 **70%以上**

## 日常生活圏域の設定

市町村は、日常生活圏域を単位として、今回の介護保険法改正により新たに創設された地域密着型サービスについて今後3年間の事業量を事業計画に盛り込むこととなります。

### ■日常生活圏域のイメージ



## 介護保険法等の一部を改正する法律・附則第2条第1項

改正法附則第2条第1項において「政府は、介護保険制度の被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲について、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて検討を行い、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。

### これまでの経緯

「被保険者・受給者の範囲」の問題は、介護保険制度創設当初から、大きな論点の一つでした。

#### (参考)改正前の介護保険法附則第2条

第二条 介護保険制度については、…(中略)…被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、…(中略)…を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

社会保障審議会介護保険部会においては、平成16年12月に「『被保険者・受給者の範囲』の拡大に関する意見」が取りまとめられました。

#### 〔被保険者・受給者の範囲の拡大に関する意見〕の主な内容

- ・要介護となった理由や年齢の如何に関わらず介護を必要とする全ての人にサービスの給付を行い、併せて保険料を負担する層を拡大していくことにより、制度の普遍化の方向を目指すべきとの意見が多数であった。一方、極めて慎重に対処すべきとの意見もあった。
- ・平成17年度及び平成18年度の2年間を目途に結論を得ることとされている社会保障制度の一体的見直しの中で、その可否を含め国民的な合意形成や具体的な制度改革案についてできる限り速やかに検討を進め、結論を得ることが求められる。

### 被保険者・受給者の範囲

	範囲	サービス受給要件
第1号被保険者	65歳以上の者	要介護(要支援)状態
第2号被保険者	40歳から64歳までの医療保険加入者	要介護(要支援)状態であって、加齢に伴う疾病であって政令で定めるもの(※)

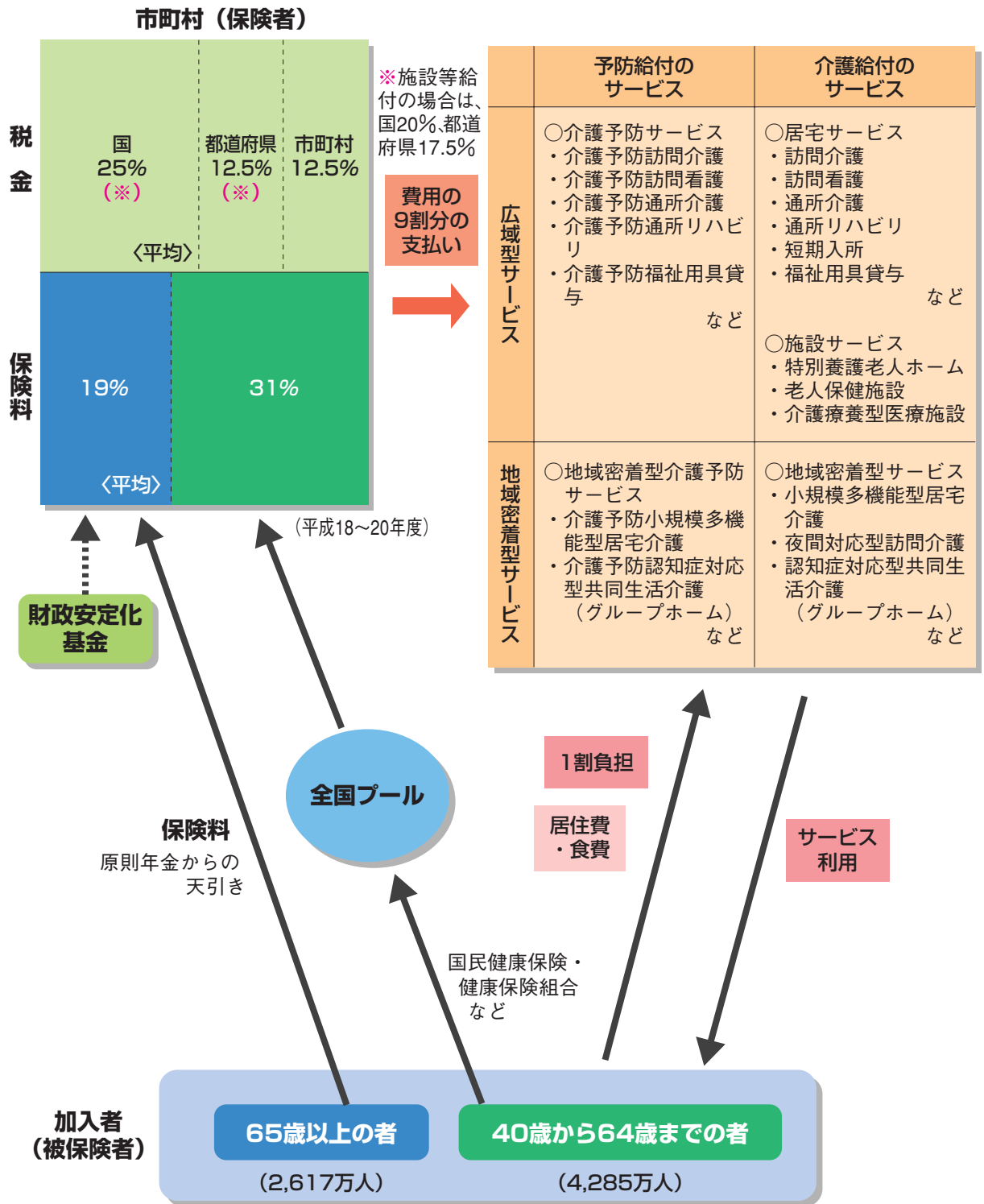
#### ※特定疾病

がん末期/関節リウマチ/筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症/骨折を伴う骨粗鬆症/初老期における認知症/パーキンソン病関連疾患/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症/多系統萎縮症/糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患/閉塞性動脈硬化症/慢性閉塞性肺疾患/両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### 【がん末期の取扱い】

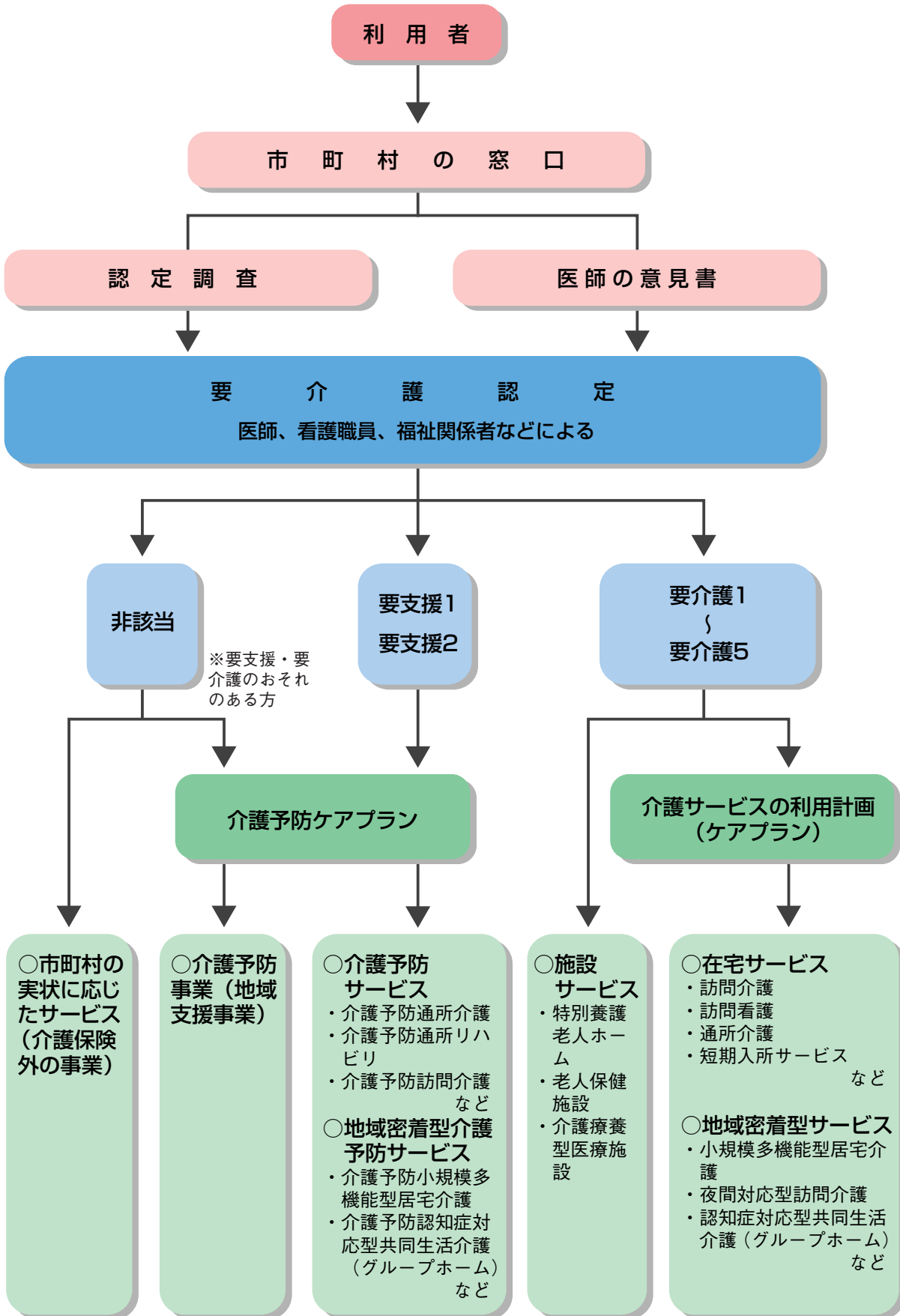
がん末期については、平成18年4月に特定疾病に追加されることとなり、40歳から64歳のがん末期により介護が必要となった方は介護保険によるサービスの利用が可能となりました。

# (参考) 改正後の介護保険制度の仕組み



(注) 65歳以上の者（第1号被保険者）及び40歳から64歳までの者（第2号被保険者）の数は、平成18年度の見込数（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」より）

# 《介護サービスの利用手続き》



## 介護保険制度改革の経緯と今後のスケジュール

第Ⅰ期	平成12年	4月	介護保険法施行
第Ⅱ期	平成15年	4月	第2期事業計画期間開始(～平成17年度) －第1号保険料の見直し、介護報酬改定
		5月	社会保障審議会に介護保険部会設置
	平成16年	7月	介護保険部会意見取りまとめ
		12月	介護保険部会意見(被保険者・受給者の範囲)取りまとめ
	平成17年	2月	介護保険法等の一部を改正する法律案国会提出
		4月	地域介護・福祉空間整備等交付金の創設
		6月	介護保険法等の一部を改正する法律成立
		10月	施設給付の見直し、介護報酬改定(10月施行分)
第Ⅲ期	平成18年	4月	改正法の全面施行 ・新予防給付、地域包括支援センターの創設 ・地域密着型サービスの創設 ・介護サービス情報の公表制度の創設 第3期事業計画期間開始(～平成20年度) －第1号保険料の見直し、介護報酬改定(4月施行分)
第Ⅳ期	平成21年	4月	第4期事業計画期間開始(～平成23年度) －第1号保険料の見直し、介護報酬改定 被保険者・受給者の範囲 …平成21年度を目途に所要の措置 新予防給付、地域支援事業 …施行後3年を目途に実施状況等踏まえ検討